

青森県報

号外第四十七号

平成二十三年
四月二十七日
(水曜日)

目 次

条 例

青森県県税条例の一部を改正する条例…………… (税 務 課) ……

条 例

青森県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年四月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第三十四号

青森県県税条例の一部を改正する条例

青森県県税条例（昭和二十九年五月青森県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

附則第四条の二中「平成七年度」を「平成二十三年度」に、「附則第四条の三」を

「附則第四十二条」に改める。

附則第九条の二の七に次の一項を加える。

3 前二項の規定は、法附則第五十三条に規定する日までの間、その適用を停止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭